

交通事故等で保険証を使う場合には…

## 『第三者行為の届出』が必要です

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者が、自分以外の人の行為(第三者行為)によるケガや病気等で保険証を使う場合には、村に届出が必要です。

第三者行為により病院にかかった場合の医療費は、本来第三者が負担すべきものです。そのため、医療費のうち国民健康保険・後期高齢者医療負担分を一時的に立替払いし、後日、第三者に請求します。

### 第三者行為に該当するもの

- 交通事故(同乗中の事故や自損事故についても届出が必要)
- 不当な暴行を受けた
- 他人のペットに咬まれた
- 購入した食品や飲食店での食中毒
- 施設の欠陥による事故



### 第三者行為による医療行為であっても保険証が使えないケース

- 飲酒運転や無免許運転等、自分が法令に反する行為をしていた場合
- 仕事や通勤中に発生した場合(労災保険の対象)
- けんかによるケガ



#### ●示談をする前にすべきこと

被害者と加害者の話し合いがついて示談をすると、その示談が優先されます。そのため、国民健康保険・後期高齢者医療制度で立替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、示談をするときは事前に役場国保年金課にご連絡ください。また、示談が成立したときは示談書の写しを提出してください。

#### ●第三者行為の届出の方法

役場国保年金課に所定の用紙がございますので、必要事項をご記入の上、速やかに提出してください。  
※交通事故の場合は、自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書の添付が必要になります。

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116

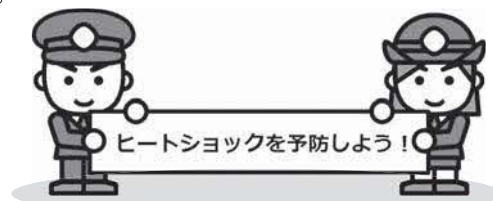


## 『ヒートショック』を予防しよう！

急激な温度変化がもたらす身体への影響を『ヒートショック』といいます。部屋の移動や入浴に伴う室温と浴槽のお湯の温度差により血圧が大きく変動し、意識消失や脳卒中、心筋梗塞への危険が高まります。冬場に多く見られ、高齢者は特に注意が必要です。

### 予防策

- 入浴前に浴室や脱衣所を事前に温めておく！
- お湯の温度を41℃以下に設定する！
- 飲酒後・食事直後・深夜の入浴は控える！
- 入浴前にご家族や周りの人に声をかける！



☆これらの予防策をしっかり守り、ヒートショックを予防しましょう。

■問合せ 稲敷広域消防本部救急課(龍ヶ崎市3,571番地の1)  
☎0297-64-3846 ホームページ(<http://www.inashiki-kouiki.jp/>)